

令和4年1月7日

各 位

香川県信用組合
理事長 川畑 貢

不祥事件発生のお知らせとお詫び

このたび、当組合において、職員による下記の不祥事件が判明いたしましたのでご報告申し上げます。

お客さまからの信用と信頼を第一とする金融機関にあつて、かかる事件が発生いたしましたことにつきまして、理事長以下全役職員が深く反省するとともに、お名前を不正利用されたお客さまを始め、常日頃からご愛顧を賜っておりますお取引先の皆さま、組合員の皆さま方に対しましても、心から深くお詫び申し上げます。

記

1. 不祥事件の概要

当組合の元職員が在職中に、お客さまからお預かりした本人確認書類（免許証等）を無断で利用して、普通預金口座の開設及び消費者ローン（保証会社の保証付、カードローンも含む。）を繰り返し実行し、当該資金を当組合から詐取したことが令和3年12月7日に判明いたしました。

- | | |
|---------------|---|
| ① 事 故 者 | 元：本店営業部 副長（男性、39歳） |
| ② 事 故 発 生 店 | 本店営業部、屋島支店（高松市）、長尾支店（さぬき市）、坂出支店（坂出市）丸亀支店（丸亀市）の5店舗 |
| ③ 事故見込金額（累計） | 262,184,877円、（お客さま数：31先） |
| （うち被害見込額） | 84,847,027円、（お客さま数：30先） |
| ④ 事 故 の 期 間 | 平成23年8月17日から令和3年12月7日 |
| ⑤ 詐 取 金 の 使 途 | 自己の遊興費（ギャンブル、飲食費）、不正に実行した消費者ローンの毎月返済資金 |

2. お客さまへの対応

今回の事件の対象となりましたお客さまに対しては、既に個別にお知らせするとともに、深くお詫びを申し上げます。また、被害金額につきましては当組合が弁済を行い、不正に実行した消費者ローンは全て完済しております。

3. 関係機関等への届出

事件発覚後、監督官庁へ法令に基づく届け出を行うとともに、警察への相談を行っております。

4. 事故者の処分

事故者につきましては、令和3年12月8日に死亡しております。

なお、事故者は死亡しておりますので、刑事告訴は行わない予定です。

5. 再発防止策と今後の対応

当組合では、常々コンプライアンスは全ての業務の基本として、経営上の最重要課題に位置付けてコンプライアンス態勢の整備に努めてまいりましたが、今回このような事件が発生したことを真摯に受け止め、全役職員に対するコンプライアンス教育の徹底を図り、コンプライアンス態勢と内部管理態勢の一層の強化・充実に努め、お客さまからの信頼回復に全役職員一丸となって取組んで参る所存であります。

加えて、各種態勢の強化のために、第三者委員会を立ち上げ体制の構築にも取り組むこととしております。

以 上